

広島県告示第八百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

令和八年七月三十日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
中司歯科医院	尾道市向東町三五〇番地六	令和八年五月三十一日
医療法人社団金光 医院	府中市府中町一五番地七	令和八年六月一日